

## 相談事例

### 《相談の内容》

70代の女性。**水道局を名乗る者**から、**メーターの検針で水漏れの可能性**があるの  
で検査業者を派遣するとの連絡が入り、検査を受けたところ、**早急に水道管工事が必要**  
と言われ、**即日、工事を実施、高額な工事代を払った**。後で不審に思い連絡しようと思  
ったが、**領収書**や書面を一切**受け取っていなかったため、業者名、連絡先が分か**  
**らなかった!**

**水道局を名乗る者からの連絡で、水道管工事を実施  
して、高額な工事代を支払ったのに、領収書ももらえず、  
業者名も不明!**

### 《対応の内容》

県や市では、水道メータの検針時に水漏れの可能性があると判断した場合は、在宅であれば  
口頭で、そうでなければ、文書でその旨を連絡するようです。今回の場合、突然、電話で連絡  
してきている点、来訪したその日のうちに工事を実施している点、さらには、工事代の支払い  
に対し、領収書等を置いていかなかった点などを考えると、悪質業者によるものと思われます。  
特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘の場合、契約後一定期間内なら無条件解約ができるク  
ーリングオフ制度の適用がありますが、今回は、領収書や関係書類などをもらっておらず、業  
者の名前、連絡先などが不明なため、手続きができませんでした。

## 身守りのポイント

一般的に、今回のように公的機関を名乗られると、信用してしまいがちです。特に、高齢者の  
場合、後で、「騙されたかもしれない」と思っても「被害にあったのは自分が悪い。他人に知られ  
るのは恥ずかしい」などの理由から、誰にも相談できず、被害への対応が遅れてしまう場合が多  
いようです。ご家族や周りの人達は、日頃から「困ったり、変わった様子はないか」など、高齢  
者の暮らしの様子を見守っていくことが大切です。

**お気軽に消費生活センターにご相談ください。**

**相談専用電話 043-207-3000**

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111